

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 A 。ただし、次の(1)から(4)までの無線局については、この限りでない。

- (1) 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B  のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 B  のみを使用するもの
- (4)  C  無線局

A	B	C
1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない	その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務大臣の登録を受けて開設する
2 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない	適合表示無線設備	地震、台風、洪水、津波等非常の事態が発生した場合において、臨時に開設する
3 総務大臣の免許を受けなければならない	その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	地震、台風、洪水、津波等非常の事態が発生した場合において、臨時に開設する
4 総務大臣の免許を受けなければならない	適合表示無線設備	総務大臣の登録を受けて開設する

A-2 航空移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 2 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。  
注 航空移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 3 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により、無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

**A-3** 次の記述は、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

航空無線通信士の資格の無線従事者は、次の(1)及び(2)に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

- (1) 航空機に施設する無線設備並びに  **A** 及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）
- (2) 次に掲げる無線設備の  **B** の技術操作
- ア 航空機に施設する無線設備
- イ  **A** 及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力  **C** 以下のもの
- ウ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの

	A	B	C
1	航空局	調整部分	250ワット
2	航空局、航空地球局	調整部分	500ワット
3	航空局、航空地球局	外部の調整部分	250ワット
4	航空局	外部の調整部分	500ワット

**A-4** 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は  **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、 **B**、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の総務省令で定める通信（①の範囲を超えて運用することができる通信）とする。
- (1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- (2) 気象の照会又は時刻の照会のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- (3) 電波の規正に関する通信
- (4) 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局との間で行う  **C**
- (5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条に掲げる通信

	A	B	C
1	通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信	当該免許人のための急を要する通信
2	通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人のための急を要する通信
3	通信の相手方若しくは通信事項	遭難通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
4	通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。  
ただし、 A  については、この限りでない。  
(1) 免許状に記載された  B  であること。  
(2) 通信を行うため  C  であること。

	A	B	C
1	遭難通信	ものの範囲内	必要最小のもの
2	遭難通信	ところによるもの	十分な余裕をもったもの
3	遭難通信又は緊急通信	ところによるもの	必要最小のもの
4	遭難通信又は緊急通信	ものの範囲内	十分な余裕をもったもの

A-6 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は同法第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-7 次の記述は、航空局等（注）の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第147条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 航空局等は、その A  中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ①のただし書の規定による航空局等が聴守を要しない場合は、次のとおりとする。
  - 航空局については、 B  で聴守することができないとき。
  - 義務航空機局については、責任航空局若しくは交通情報航空局がその指示した周波数の電波の聴守の中止を認めるとき又はやむを得ない事情により無線局運用規則第146条（航空局等の聴守電波）第3項に規定する C  の電波の聴守をすることができないとき。
  - 航空地球局については、 D  を取り扱っていない場合
  - 航空機地球局については、 D  を取り扱っている場合は、現に通信を行っている場合で聴守することができないとき。

	A	B	C	D
1	運用義務時間	現に通信を行っている場合	1 2 1.5 MHz	航空機の安全運航又は正常運航に関する通信
2	運用許容時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 1.5 MHz	航空機の安全運航に関する通信
3	運用許容時間	現に通信を行っている場合	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	航空機の安全運航又は正常運航に関する通信
4	運用義務時間	緊急の事態が発生した場合	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	航空機の安全運航に関する通信

A-8 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- 2 義務航空機局においては、毎日1回以上、航空局又は他の航空機局と通信連絡を行いその機能を確認しなければならない。
- 3 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確認しなければならない。
- 4 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確認しなければならない。

A-9 次の記述は、航空機局の一方送信(注)について述べたものである。無線局運用規則(第162条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

注 連絡設定ができない場合において、相手局に対する呼出しに引き続いて行う一方的な通報の送信をいう。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障により  A と連絡設定ができない場合で一定の  B における報告事項の通報があるときは、当該  A から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①の規定による一方送信を行うときは、「 C」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を反復して送信しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の送信予定時刻を通知するものとする。

A	B	C
1 交通情報航空局	時刻	受信設備の故障による一方送信
2 責任航空局	時刻又は場所	受信設備の故障による一方送信
3 交通情報航空局	時刻又は場所	受信設備の故障
4 責任航空局	時刻	受信設備の故障

A-10 緊急通信を行う場合に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A-11 航空局等(注)における緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその航空局又は航空機の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。
- 2 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 3 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間（航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも15分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 4 航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないうち又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

A-12 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次の(1)から(5)までに掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2)  又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3) 遭難の種類
- (4) 遭難した
- (5) 遭難した航空機の位置、高度及び針路

	A	B	C
1	警急信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長の求める助言
2	警急信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長のとらうとする措置
3	遭難信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長の求める助言
4	遭難信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長のとらうとする措置

A-13 免許人が総務大臣からその無線局の免許を取り消されることがあるときに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第52条（目的外使用の禁止等）の規定に違反して無線局を運用したとき。
- 2 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 3 電波法第73条（検査）第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を拒んだとき。
- 4 不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

A-14 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて、速やかに提示することができる場所に保管しておかななければならない。
- 4 総務大臣は、航空局の免許を与えたときは、免許状を交付する。

**B-1** 次の記述は、航空機用救命無線機の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の12の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機用救命無線機は、次の(1)から(9)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 航空機に固定され、容易に取り外せないものを除き、小型かつ軽量であって、一人で容易に  **ア** ができること。
- (2)  **イ** であること。
- (3) 海面に浮き、横転した場合に復元すること、救命浮機等に係留することができること（救助のため海面で使用するものに限る。）。
- (4) 筐体に  **ウ** の彩色が施されていること。
- (5) 電源として独立の電池を備え付けるものであり、かつ、その電池の  **エ** を明示してあること。
- (6) 筐体の見やすい箇所に取扱方法その他注意事項を簡明に表示してあること。
- (7) 取扱いについて特別の  **オ** を有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (8) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (9) (1)から(8)までに掲げる条件のほか、無線設備規則第45条の12の2（航空機用救命無線機）に掲げるところに適合すること。

- |        |        |      |           |      |             |
|--------|--------|------|-----------|------|-------------|
| 1 持ち運び | 2 保守点検 | 3 水密 | 4 気密      | 5 赤色 | 6 黄色又はだいたい色 |
| 7 有効期限 | 8 取替方法 | 9 経験 | 10 知識又は技能 |      |             |

**B-2** 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第19条の2、第20条、第22条、第23条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

**ア** 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

**イ** 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

**ウ** 呼出し及び応答は、「(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下」をそれぞれ順次送信して行う。

**エ** 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、その呼出しが他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ、呼出しをしてはならない。

**オ** 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも1分間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

**B-3** 航空移動業務の遭難通信が終了したときに遭難通信を宰領した航空局又は航空機局が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

**ア** できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。

**イ** 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。

**ウ** 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知しなければならない。

**エ** 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。

**オ** 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

B-4 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 3箇月以内の期間を定めて行う無線設備の操作の範囲を制限する処分
- イ 3箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することを停止する処分
- ウ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- エ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分
- オ 無線従事者の免許の取消しの処分

B-5 義務航空機局に備え付けておかなければならない無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするために行った通信については、その概要を無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条（検査）第1項の検査のことをいう。）の日まで保存しなければならない。
- エ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は無線業務日誌に記載しなければならない。
- オ 国際航空に従事する航空機の航空機局の無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

B-6 次の記述は、通信士の証明書について述べたものである。無線通信規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① すべての  ア の業務は、 イ 証明書を有する通信士によって管理されなければならない。局がこのように管理されるときは、証明書を有する者以外の者も、その無線電話機器を使用することができる。
- ② 各主管庁は、 ウ をできる限り防止するために必要な措置を執る。このため、証明書は、所有者の署名を付けて、これを発給した主管庁が確認する。
- ③ 証明書は、その検査を容易にするため、必要なときには、自国語の文のほか、 エ を付けることができる。
- ④ 各主管庁は、通信士を無線通信規則第18条（許可書）に規定する  オ 義務に服させるために必要な措置を執る。

- |                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| 1 航空機局及び航空機地球局                    | 2 航空機局                 |
| 3 局の所属する国の政府が発給し、又は承認した           |                        |
| 4 局の所属する国の政府が発給し、かつ、国際電気通信連合が承認した |                        |
| 5 証明書の不正使用                        | 6 国際電気通信連合の承認しない証明書の使用 |
| 7 他の国の主管庁の使用する語による文               | 8 国際電気通信連合の業務用語の一でその訳文 |
| 9 有害な混信を防止する                      | 10 通信の秘密を守る            |